

ほうじん本郷

謹んで地震津波災害のお見舞いを申し上げます

いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会



『蒲焼 石橋亭』うなぎ

明治28年創業。さっぱりめの味でシンプルに鰻を味わう昔ながらの店。魚料理や酒も上質のものが手頃に味わえる。

文京区本郷3-24-3 ☎3811-3612

営業時間：月～金11：30～14：00、17：00～20：00
土11：30～14：00

休 店 日：月・祝

『鳥つね』鳥料理

鳥料理の店として湯島天神の門前で約90年。すき焼きやスープ炊きなど料理は多彩で、中でも親子丼は絶品と評判だ。

文京区湯島3-29-3 ☎3831-2380

営業時間：11：30～13：30、17：00～20：45

休 店 日：日・祝



CONTENTS

着任のごあいさつ（本郷税務署 岡田順子署長）……	2
新幹部等のプロフィール……	3
幹部職員等名簿……	4
税務署だより……	5
都税事務所だより……	6
企業紹介「大澤鼈甲株式会社」……	7
源泉部会が労務研修会を開催……	8
法人会の活動……	9
会員増強月間に向かって……	10
（利根川会長／中島担当副会長／加藤組織委員長）	
事務局だより……	11

イラスト：ふるさと画家 上野啓太

引 用：「食の文京ブランド100選 おいしゅうございまっぶ」より

※「食の文京ブランド100選」とは、区内商工団体が中心となって食生活ジャーナリストの岸朝子氏を委員長に「食の文京ブランド選考委員会」を設置。文京区内の優良な飲食店やお土産品店100店を推奨し、区内の地域活性化を図ることを目的としている。

NO. 440

平成23年9月号

着任のごあいさつ

「丁寧に」「わかりやすく」をモットーに

本郷税務署長 岡田 順子

残暑の候、社団法人本郷法人会の皆様方には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により本郷税務署長を拝命し、東京国税局厚生課長より転任して参りました岡田でございます。歴史と伝統のある文京の地で勤務できますことを、大変光栄に思っております。前任の白澤署長同様、よろしく願いいたします。

本郷法人会の皆様には、平素から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本郷法人会は、昭和25年の創立以来、会員企業の経営と地域社会の健全な発展のために、多大な貢献をされているとともに、公益認定改革への対応として、各種研修会並びに講演会等の開催を通じて、税の啓発活動や社会貢献活動などの地域に密着した様々な事業活動を積極的に展開されていると伺っております。これは、ひとえに利根川会長をはじめ歴代の役員並びに会員の皆様方の日頃のご努力の賜物であり、その熱意に深く敬意を表する次第でございます。

また、本年は本郷法人会創立60周年・社団化45周年を迎えられる記念すべき年であり、会員の皆様方の長きにわたる税務行政に対するご尽力と地域社会における貢献に対しまして、心より敬意を表しますとともに、更に活発な事業活動が展開されますよう、ご期待申し上げます。

最近の税務を取り巻く環境は、少子高齢化や、国際化、高度情報化の進展などに伴う社

会経済の変化という大きな流れに加えて、内外の経済情勢が急激な変化を見せるなど、その複雑さ・困難さを一層増しております。

このような環境の中、私どもといたしましては、「適正・公平な課税の実現」に向け、「丁寧に」「わかりやすく」をモットーに、環境の変化や多様化する納税者ニーズに的確に対応していく所存ではありますが、限られた定員の下で、納税者の皆様の利便性の向上と行政の簡素化、効率化を図る等の観点から、e-Taxの普及促進や、内部事務や窓口事務の一元化によるワンストップサービスや電話相談の集中化といった組織の見直しにも取り組んでおります。

特にe-Taxにつきましては、最重要課題として全力で取り組んでいるところでありますが、更なる普及拡大を推進していくためには、法人会の皆様のご理解とご協力が必要不可欠でございます。顧問税理士による代理送信を中心とした法人税・消費税の申告、また、法定調書の提出や個人の確定申告につきましてもe-Taxを利用していただきますよう、利用拡大に向け、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

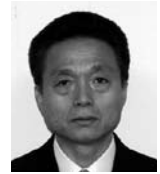
最後になりましたが、社団法人本郷法人会の益々のご発展と会員の皆様のご事業のご繁栄とご健勝、ご多幸を祈念いたしまして、私の着任のあいさつとさせていただきます。

本郷税務署新幹部等プロフィール

役職 署長
 名前 岡田 順子
 (ふりがな) おかだ じゅんこ
 前任 東京国税局・総務部 厚生課・課長
 出身地 富山県
 趣味 旅行(国内)
 モットー 常に思いやりを忘れずに
 メッセージ 歴史と伝統の中で築かれた、法人会の会員の皆様方との信頼関係を大切にしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。



役職 特別国税調査官
 名前 向田 重雄
 (ふりがな) むかいだ しげお
 前任 松戸・特別調査官
 出身地 北海道
 趣味 空手
 モットー この日この空この私
 メッセージ 1年間よろしくお願いいたします。



役職 総務課長
 名前 佐竹 年信
 (ふりがな) さたけ としのぶ
 前任 東京国税局・総務部 会計課・課長補佐
 出身地 福岡県
 趣味 ポケバイレース
 モットー 明るく元気よく!
 メッセージ がんばろう日本! がんばろう本郷!



役職 特別国税調査官
 名前 武田 和夫
 (ふりがな) たけだ かずお
 前任 江戸川北・法人1・統括官
 出身地 北海道
 趣味 旅行、スキー
 モットー 一日一笑
 メッセージ 久しぶりの調査になります。本郷の歴史と文化も含めて勉強したいと思います。よろしくお願いいたします。



役職 法人2部門統括官
 名前 菊池 清美
 (ふりがな) きくち きよみ
 前任 千葉東・法人2・統括官
 出身地 東京都
 趣味 旅行
 モットー 前進あるのみ
 メッセージ 1年間よろしくお願いいたします。



役職 法人3部門統括官
 名前 三上 数徳
 (ふりがな) みかみ かずのり
 前任 四谷・法人10・統括官
 出身地 青森県
 趣味 剣道・柔道・合気道
 モットー 明るく 楽しく 前向きに
 メッセージ 歴史と伝統のある本郷署に転勤させていただきました。よろしくお願いいたします。



役職 法人4部門統括官
 名前 帰山 昭男
 (ふりがな) かえりやま あきお
 前任 目黒・法人3・統括官
 出身地 北海道
 趣味 読書
 モットー いつも前向きな姿勢で
 メッセージ 一年間よろしくお願いいたします。



役職 法人1部門連絡調整官
 名前 濱村 千穂
 (ふりがな) はまむら ちほ
 前任 東京国税局・課税二部 資料調査二課・実査間
 出身地 宮崎県
 趣味 子育て
 モットー いつも心に余裕を持つ
 メッセージ 明るく元気に頑張ります。



役職 法人1部門審理上席
 名前 永峰 利和
 (ふりがな) ながみね としかず
 前任 本郷・法人1・審理担当調査官
 出身地 宮崎県
 趣味 ジョギング
 モットー 今日すべき事明日に残さない!
 メッセージ 本郷法人会の公益認定に向けてバックアップします。e-Tax も宜しくお願いいたします。



税務署だより

本郷税務署 幹部職員等名簿（敬称略）

（平 23. 7. 10 付）

職 名	23事務年度		22事務年度	
	氏 名	前所属	氏 名	発令
署 長	岡田 順子	局・厚生課・課長	白澤正幸	北沢・署長
副署長（法担）	川原由紀人	（留任）	川原由紀人	（留任）
副署長（総担）	—	—	杉浦 健	立川・副署長（個担）
特官（法人）	向田重雄	松戸・法人・指定特官	清水高士	退官
課 長	佐竹年信	局・会計課・課長補佐	横井克宏	局・調二・総括課長補佐
管理運営1統括官	祖田 定	（留任）	祖田 定	（留任）
管理運営総括上席	高橋直之	銚子・管運1・総括上席	栗原裕子	東村山・管運・上席
管理運営2統括官	丸森桂子	（留任）	丸森桂子	（留任）
徴収統括官	松下政昭	（留任）	松下政昭	（留任）
個人1統括官	持田克彦	（留任）	持田克彦	（留任）
個人2統括官	仲道利幸	（留任）	仲道利幸	（留任）
資産統括官	澤田和由	浅草・資産・統括官	荒井 忍	足立・資産・統括官
特官（法人）	武田和夫	江戸川北・法人1・統括官	藤田 登	退官
法人1統括官	豊田 収	（留任）	豊田 収	（留任）
連絡調整官（法人）	濱村千穂	局・課二・料二・実査官	沼澤千枝子	麴町・広報・広報官
法人2統括官	菊池清美	千葉東・法人2・統括官	牧野哲夫	退官
法人3統括官	三上数徳	四谷・法人10・統括官	繪柳 誠	局・課一統実・主査
法人4統括官	帰山昭男	目黒・法人3・統括官	大森 榮	局・査・主査
法人5統括官	湯口雅之	（留任）	湯口雅之	（留任）
総務課長補佐	小泉修一	（留任）	小泉修一	（留任）
総務係長	高栖秀利	市川・法人3・調査官	安田健二	千葉南・管運・上席
法人1上席調査官	永峰利和	本郷・法人1・調査官	内山健治	局・調査一部・特官付調査官
法人2上席調査官	赤川寿治	葛飾・法人2・上席	今福三和子	小石川・法人・上席
法人1調査官	余傳徹洋	本郷・法人5・調査官	永峰利和	本郷・法人1・上席

平成23年分 年末調整等説明会の開催について

税務行政につきましては、日ごろから格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

税務署及び区役所では、年末調整のしかた並びに法定調書・給与支払報告書の作成と提出方法などの事務手続を円滑に行っていただくため、下記の日程にて説明会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、説明会では「年末調整のしかた」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」などを用いて説明いたしますので、関係書類等を必ずご持参の上ご来場願います。

記

開催日	開催時間	説明会会場	対象地域(注)
11月9日(水)	用紙配布 午後1時00分~1時45分 説明会 午後1時45分~3時50分		大塚・春日・水道・千石・本郷
11月10日(木)	用紙配布 午前9時10分~9時55分 説明会 午前9時55分~12時00分	文京シビックホール (大ホール) 文京区春日 1-16-21	音羽・後楽・小日向・白山・西片・向丘・弥生・湯島
	用紙配布 午後1時00分~1時45分 説明会 午後1時45分~3時50分		小石川・関口・目白台・本駒込・千駄木・根津

(注) 説明会は小石川税務署及び文京区役所との共催となります。

対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません(連絡不要)。

【お願い】

- 説明会の開始 45 分前から、会場の受付で年末調整関係用紙を配布いたします。つきましては、10月下旬発送予定の年末調整説明会資料に同封されている「出席票兼関係用紙請求書」に請求枚数等をご記入の上、提出をお願いします。
- 説明会当日の混雑の緩和のため、国税関係用紙を11月1日(火)より本郷税務署1階ロビーにおいて配布いたしますので、給与支給人数が多い場合、及び早期に緒用紙の必要な場合には、あらかじめ「出席票兼関係用紙請求書」に請求枚数等をご記入の上、ご来署願います。

【問い合わせ先】

◎ 説明会及び用紙請求など、ご不明な点がございましたら、下記までお願いします。

- 説明会、源泉所得税関係 本郷税務署 法人課税第2部門(源泉所得税担当)
- 用紙請求 法定調書関係 本郷税務署 管理運営部門
- 本郷税務署 03-3811-3171

※ 自動音声案内にしたがって、説明会(会場案内)、用紙請求(源泉所得税関係・法定調書関係)については「2」番(税務署)を選択してください。なお、年末調整のしかたなど国税に関する一般的な相談については「1」番を選択し、電話相談センターをご利用ください。

- 用紙請求(区役所関係)、給与支払報告書及び住民税特別徴収について
- 文京区役所 総務部 税務課 課税第1・2係 03-3812-7111 内線 2275~2285


都税事務所だより

—都税についてのお知らせ—

9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、9月30日(金)までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

- ◆ 金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
 - 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ◆ 口座振替
- ◆ コンビニエンスストア
 - 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。
 - 一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。
- ◆ 金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング
 - 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
 -  (ペイジーマーク) の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
 - 領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)
 - 新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
 - システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ (<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>) 「都税の納税等について」をご覧ください。

固定資産税・都市計画税の納付には、安心便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、口座振替依頼書(ハガキ式のもの)に必要事項を記入の上、ポストに投函していただくか、預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口へお願いいたします。

(平成23年11月10日(木)までにお申込みいただくと、12月の第3期分から口座振替をご利用いただけます。)

＜口座振替のお問い合わせ先＞

主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-5912-7520)

地方税は、便利な電子申告・電子納税等をご利用ください!

＜利用手続きについてのお問い合わせ＞

【eLTAX ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

【eLTAX ヘルプデスク】 0570-081459 (PHS・IP電話をご利用の場合: 03-5765-7234)
月～金 午前8時30分～午後9時
(土・日・祝祭日、年末年始12/29～1/3は除く)

＜申告内容や審査・納税についてのお問い合わせ＞

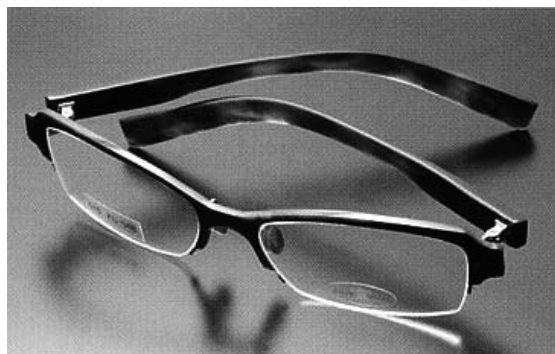
【電子申告、電子申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当係
【電子納税】 文京都税事務所 徴収管理係 TEL3812-3241





創業は昭和31年1月15日。デザイン、サイズ、鼈甲の色までフルオーダーメイドでこだわりの逸品を作ることできる。自社工房でのメンテナンスアフターケアも万全（破損、修復、磨き直し、光沢の再現）眼鏡フレームも含めた東京都で作る鼈甲製品に「伝統工芸品」の指定を受けている。

また、伝統技術である鼈甲フレームを一筋に扱ってきた大澤鼈甲がこれまでの鼈甲のイメージを一新するスマートなデザインのフレームを発表した、鼈甲フレームというと年齢層が高いイメージがあり、高級で価格的にもなかなか手が出せない、と言うのが正直なところだった。そこで大澤鼈甲はデザイン、価格共に若い世代がアプローチしやすい鼈甲フレームを誕生させた。



長年の熟練が要求される鼈甲の製造工程

1. 生地取り／切り出し

甲羅に製品の形を描き、糸鋸で切り出す。何枚か張り合わせて肉厚を出すため、模様を一致させながら切り出す。



2. 荒削り／やすりがけ

「がんぎ」と呼ばれる道具で甲羅表面の傷を整え荒削りしたものを布ペーパーなどで滑らかになるまでこする。



3. 張り合わせ

部材を水に浸し、柳の板にはさみ、熱した金板で圧縮して張り合わせる。温度と圧力の加減には長年の熟練が要求される。



4. 中削り／成形

張り合わせたものをヤスリ・小刀などを使って形成する。合わせ、切り、曲などをして形を作ってゆく。



5. 仕上げ

柔らかい布に磨き粉を付けて下磨きを行い、それに油分をつけて磨き光沢を出す。（パフ磨き）



知っておきたい最新の労務管理などを開く — 源泉部会7月研修会 —

源泉部会(繁藤部会長)の7月研修会が7月4日(月)、午後2時から東京都鍍金工業組合会議室で開催された。講師の社会保険労務士の本間邦弘先生が「知っておきたい最新の労務管理」について、特に労働契約法の施行とパート労働法の改正について以下のとおり話された。

1. 労働契約法(平成20年3月1日施行)の重要ポイント

①労使が対等な立場で合意(第1条) ②ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に配慮(第3条2項) ③労使ともに労働契約に基づく権利行使は乱用してはならない(第3条5項) ④使用者は労働者の安全に配慮(第5条) ⑤使用者は契約内容を書面で確認するなどの理解を深める努力(第4条2項) ⑥就業規則は合理的であり、周知されていれば原則として有効(例外あり) ⑦権利の乱用と認められる出向、懲戒、解雇は無効(第14条、15条、16条) ⑧有期契約については期限前の解除はやむをえない事情が必要(第17条1項) ⑨有期契約の期間を細切れにしない(第17条2項) ⑩懲戒は就業規則等での規定などが必要(第15条) ⑪就業規則を下回る労働契約は原則としてその部分について無効(第12条) ※原則として、就業規則の規定が労働契約よりも優先されることに要注意。

2. パート労働法(平成20年4月1日改正)の重要ポイント

①パート職員や非常勤講師(以下「パート職員等」という)などを雇う際に、昇給や退職金、賞与の有無を雇い入れ通知書など文書で明示することを義務化 ※雇用契約書に昇給や退職金、賞与の有無を記載する必要がある。 ②パート職員等から求められれば、賃金など待遇をどのように決めたか説明することを義務化 ③正従業員と比較してパート職員等の仕事の内容や責任、一定期間の人事異動の有無などが同じ場合、その期間中、正従業員と同じ方法で決める事を努力義務化 ④仕事の内容や責任、



講師の社会保険労務士・本間邦弘先生

人事異動の有無などが正従業員と同じで、契約期間の定めがない。パート職員等に対し、賃金や教育訓練などすべての待遇について正従業員との差別的取り扱いを禁止 ⑤パート職員等の正従業員化促進策導入を義務化。次の4つのうち、どれか1つを求めています。i = 通常の労働者を募集する場合、その募集内容を既に雇っているパート職員等に周知する。ii = 通常の労働者のポストを社内公募する場合、既に雇っているパート職員等にも応募する機会を与える。iii = パート職員等が通常の労働者へ転換するための試験制度を設けるなど、転換制度を導入する。iv = その他通常の労働者への転換を推進するための措置。 ⑥法改正の前・後の影響について → 労働条件通知書の発行強化の為に違反への罰則が追加され、パート労働法では過料10万円以下、労働基準法では罰金30万円以下。 ⑦法改正の大きな意味合い。i = 義務に反すると法令違反としてコンプライアンスの問題が生じる。ii = 努力義務でも、「努力を怠った」と指摘される可能性 (2) 雇い止めについて ①雇い止めとは何か → 雇い止めとは簡単に言うと、期間の定めのある雇用契約を数回更新したり、通算して1年を超えた場合に雇用契約を更新しないことを言います。今後も雇用されることを期待させるようなケースと考えられるからです。 ②雇い止めの場合の留意点 → 雇用契約が更新され続

↘け、更新が期待できる状態であった場合には、原則として「有期労働契約の締結、更新及び雇い止めに関する基準」が適用されます。その場合には、i＝有期契約締結時に更新の有無や更新するかしないかの基準を明示、ii＝30日以上前に契約更新ができない旨の予告、iii＝雇い止めの理由の明示が必要になります。③その他、契約期間途中の解除→民法第628条では、契約期間途中の解除は「やむを得ない事由」が必要であり、事由がない場合には損害賠償の責任を負う。としています。大手企業が契約期間途中の解除を撤回し雇用期間満了まで雇うことを約束したという報道がありますが、その大き

な要因の1つです。雇用契約書等にも更新の有無や更新しない場合の記載が重要となります。(3)雇い止めに関する就業規則や雇用契約書の注意点など①就業規則に雇い止め(その他更新しない場合を含む)のケースを具体的に記載前記1①から、就業規則を下回る労働契約書は原則としてその部分について無力であるため、まずは就業規則に雇い止めなど更新しないケースを規定。②雇用契約書に雇い止め(その他更新しない場合を含む)のケースを記載→個々の雇用契約書にも、雇い止めやその他更新しない場合を記載(更新することが明らかな場合には記載不要)することが重要です。

法人会 の活動

女性部会が(社)仙台中法人会へお見舞いに


女性部会(松沼部会長)では、本年4月19日に第40回通常総会及び創立40周年記念講演会を開催、講師に相田一人(相田みつを美術館館長 相田みつを長男)氏をお迎えし、多くの参加者から好評をいただいた講演となりました。当初、講演会に引き続き、祝賀会開催を予定していましたが、3月11日の東日本大震災により、祝賀会開催を急遽自粛、中止としました。期日も迫った中での中止となり、ご来賓、役員各位、関係者各位にはご迷惑をおかけしましたが、役員一同、祝賀会の費用を、少しでも被災地へ届け役立てて欲しいとの気持ちでの中止とご理解の程お願い申し上げます。去る7月9日、松沼部会長、土屋顧問、川浦副部会長、事務局職員の4名で、講演会当日集まった寄附金86,454円と併せて300,000円をお見舞い金とし、土屋顧問がご親交があったこともあって、仙台中法人会様へお届けしました。当初、直接伺うのは、却ってご迷惑になるのではと案じ、ご連絡しましたが、仙台中法人会様では吉田部会長以下女性部会役員、事務局長、担当

職員7名様皆様にお出迎えいただき歓迎して下さいました。いかほどのご苦勞、ご心痛があるに違いない皆様も、それでもお元気な姿で、力強くお話いただき、東北女性のパワーに触れ、直接伺ってお目にかかれて良かったと痛感しました。今後も、様々な形での復興支援の必要と共に、このご縁をきっかけに交流を深めて行きたいとの意を強くして一同、仙台から帰ってきました。ご寄付くださった皆様には、あらためてご報告とお礼を申し上げます。

(野原 記)



(7月9日、ホテルメトロポリタン仙台にて)



一人ひとりが出来ること!! を 会員増強にお力を貸してください。

会長 利根川 政明

平素は法人会運営にご協力、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。お陰様で当法人会も創立60周年を迎えることができ、会員皆様の大きな支えに改めて感謝申し上げます。

さて、恒例の会員増強月間を迎えます。会員皆様には大きなお力をお借りしなければなりません。現在、東京法人会49単位会の平均加入率は39.9%で当本郷法人会は39.4%です。20年前は65%近くの加入率ですので大変な減少です。トップの西新井法人会は74.2%の加入率です。この10年西新井法人会はトップの加入率を維持しています。会員の皆様が一丸となって会員増強運動を展開しています。当法人会青年部会は各小学校を回り租税教室を開催し好評を頂いております。一人ひとりができること、「いい出会い、地域に根ざす、本郷法人会」をスローガンに是非皆様のお力をお貸してください!!

沢山のメリット発信し続けてください!!

宜しく願いいたします。

組織担当副会長 中島 洋一

3.11東北大震災、福島原発の事故により壊滅的な被害と放射能汚染による更なる被害の拡大は地域社会の絆すらずたずたに分断し、避難場所での不自由な生活が強いられており、全国より支援の手が差しのべられております。

それはこの不幸を日本いや世界が共有し、人類全体が連帯のきっかけになればと念じ地域の絆が育まれればと切望いたしております。

「いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会」のスローガンのもと地域の絆と全国100万社の社長さんとの連帯により自己研鑽と納税道義

の高揚、企業情報と福利厚生事業の活用により会社の経営安定をはかる一助となる法人会に加入の促進を図りたいと思います。

今年は本郷法人会 創立60周年にあたります。また公益法人認定取得へ向けて準備を進めております。地域に密着した活動を展開する組織に変貌してまいります。

是非地域活性化の為に加入の推進にお力を賜りますようお願い申し上げます。

組織委員長 加藤 高身

今年は猛暑と節電と放射能汚染とアメリカの債務問題に悩まされ円高が怒涛の勢いで日本経済を襲い厳しい経済環境が続く昨今ですが、そろそろ会員増強の季節になります。なでしこジャパンが見事に金メダル優勝と少し明るい話題が出てきたところで、『がんばろう!! ニッポン』の掛け声のもと我々も元気を出して法人会の活性化に取り組んでいこうではありませんか。今年度は創立60周年という節目の年でもありますので、各ブロックの皆様方には昨年よりも早い時期に会員増強についてご協力を頂き、成果を上げていきたいと思っております。どのような組織でも会員の減少が叫ばれる今日この頃ですが、この問題を考え皆様の力で是非とも目標を達成しましょう。会員増強は組織委員会や役員の方々だけが行うものではなく会員一人ひとりの努力が必要です。全会員が増強を心掛けて頂かなくては増強は達成できません。今年度の大会は昨年好評の上野『鈴木』で文化厚生委員会と社会貢献委員会との合同開催を行いますのでどうか多くの会員の皆様に、会員増強大会にご出席頂き一致団結して増強にご尽力賜りますようお願い致します。

事務局だより

第2回正副会長会・常任理事会を開く 創立60周年記念講演会・式典の再確認をする

第2回正副会長会・常任理事会が8月2日(火)、午後4時30分より玻璃家で開かれ、創立60周年記念講演会並びに記念式典の進行や担当について再度確認した。引き続き、第28回法人会全国大会(神奈川大会)の募集方法や「税を考える週間」の協賛行事について協議した。



再確認をする正副会長・常任理事の役員方

新会員の紹介

法人名	住所	業種	電話
(株) SEVEN INDEX	千駄木2-43-2-203	情報処理	6424-5459
(株) サンダイズプルバード	千駄木4-1-16	自動車部品の製造及び販売	3824-0038
(有) 塩崎商店	千駄木3-36-11	飲食店経営	3821-8810
(株) UNOS	湯島2-33-9-1 F	寄席文字・江戸文字・筆耕	6240-1711
ふみのかい合同会社	本郷6-17-2	教育サービス	5201-4976

研修委員会からのお知らせ

3月11日 東日本大震災が発生し、帰宅困難者対策やBCPなど、危機管理については関心が高まっていると思います。そこで、本年10月19日～21日に東京ビッグサイト西1・2ホールで開催される「危機管理産業展2011」にご招待いたします。ご希望の方は、同封の用紙にてお申し込みください。

税理士による「税金の無料相談会」を実施します。

相続税、贈与税、所得税等の税金の無料相談を下記により実施します。

日時: 10月3日(月)・11月2日(水)・12月2日(金)

場所: 東京税理士会本郷支部

(文京区本郷2-40-7 YGビル4F)

問合せ先: 東京税理士会本郷支部事務局

☎ 3814-3709

編集後記

3月11日以降、今まで高いコンクリートの壁で見えなかったような原子力発電所の全容をいやでも見せられる事になりました。日本は唯一の被爆国ですから、原子力という世界で一番強いアレルギー反応を起こす国ですが、一方で政府や電力会社、更には原発メーカーの大変な努力と莫大な投資により、その日本に55基もの原発を作りました(アメリカ合衆国、フランスに続き世界第3位)。今回の天災により、今まで積み上げてきた安全神話プロパガンダや情報管制が脆くも崩れ去り、現政府も否応なく方向転換をせざるを得ない状況となりました。原子力も火や電気と同様、人間が自身のために知恵を絞って上手く利用し制御出来るよう努力を重ねて来た文明の利器ですが、どの文明の利器も使い方を誤るとそれは間違いなく凶器です。人類は常に謙虚でなくてははいけません。

五十嵐 正樹 記

■平成23年9月号(No.440) 発行所 社団法人本郷法人会 発行人 広報委員長 森田俊介
〒113-0033 文京区本郷3-26-8 数寄屋ビル2階 電話 (3812) 0595 FAX (3815) 2401

会社と社員の 明日の安心 一歩先へ



退職金制度の確立で

従業員の確保・定着化と勤労意欲の向上に寄与します。

制度の 特色

- 東京都所在の事業所であれば、その従業員を加入させることができます。
- 毎月の掛金支払で、将来支払うべき退職金を計画的に準備できます。
- 毎月の掛金は、全額が損金または必要経費に算入できます。
- 掛金は、従業員1人につき1口1,000円で最高30口まで任意に設定できます。

加入者の声

① (杉並区 A様)

私の会社が制度に加入して12年になります。社員も7名おります。不景気の影響で経営は厳しいですが、毎月少しずつ積み立てることができる退職金制度のお陰で、従業員にも安心して仕事をしてもらっています。大切な従業員のためにも、これからも継続していきたいと思っています。

② (大田区 B様)

社長に言われて特退共を導入して23年になります。総務担当者として、日々資金繰りや人事管理に苦労していますが、従業員の労働環境を守っていくことの大切さを痛感しています。でも、特退共に加入していることで、その一端は実現できていると思います。

③ (多摩市 C様)

私どもの会社では、今年、定年退職を迎える社員が3人おります。一度に多額の退職金を支払うのは難しい面がありますが、特退共に加入していたお陰で、資金繰りの心配もなく退職金を支払うことができます。長く支えてくれた社員への感謝の気持ちがこの退職金です。

《資料請求・お問合せは》

TTK 財団法人東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4 全法連会館
TEL.03-3357-1641 FAX.03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp>



古紙配合率100%再生紙
を使用しています。



この印刷物は環境にやさしい
植物性大豆油インキを使用しています。